

令和2年3月5日

認定電気工事従事者認定講習お申込みの皆様

この度は、弊センターの「認定電気工事従事者認定講習」（以下「認定講習」という。）にお申込みいただきましてありがとうございました。

早速ですが、令和2年2月25日に、内閣に設置されている新型コロナウイルス感染症対策本部において「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が決定され、イベント等の開催について、感染拡大防止の観点から開催の必要性を改めて検討するよう要請されています。

現時点において、認定講習は計画どおり実施することとしておりますので、主催者と致しましては、受講会場に消毒用のアルコールを配備するとともに、座席間隔を空けるほか、休憩時間に換気するなど、可能な限り感染防止対策を講じていくこととします。

受講者の皆様方におかれましては、受講会場での咳エチケットとして、咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って口や鼻を押さえるなどのほか、講義開始前、休憩時間には手洗い・消毒に心懸けてくださいますよう御協力をお願い致します。

なお、認定証の交付を受けることが急ぎでない方におかれましては、ご欠席ください。

ご欠席された場合には、来年3月に実施予定の認定講習までの間（これまでの例ですと令和2年7月及び令和3年3月に実施予定）、既に納付された受講料で再受講することができることとしました。

これまで、受講日の変更はできず、欠席された場合には納めていただいた受講料は返金しないと説明してきましたが、今般の新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、特例として上記のとおり取扱いを変更しましたので、お知らせ致します。

ご心配をおかけ致しますが、ご理解をお願い致します。

【問合せ先】 一般財団法人電気工事技術講習センター
TEL：03-3435-0897

令和2年3月5日

認定電気工事従事者認定講習をご欠席された皆様

この度は、弊センターの「認定電気工事従事者認定講習」（以下「認定講習」という。）にお申込みいただきましてありがとうございます。

新型コロナウイルスに関し、政府・自治体から国民の皆様特別な対応を促している時期に講習を実施することとなったため、感染拡大防止のご配慮で欠席されたものと想定しています。

これまで、受講日の変更はできず、欠席された場合には納めていただいた受講料は返金しないと説明してきましたが、今般の新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、特例として下記のとおり取扱いを変更しましたので、お知らせ致します。

具体的には、ご欠席された場合には、来年3月に実施予定の認定講習までの間（これまでの例ですと令和2年7月及び令和3年3月に実施予定）、既に納付された受講料で再受講することができることとしました。

来年の3月までにお申込み、受講をしていただきますようお願い致します。

ご心配をおかけ致しましたが、ご理解をお願い致します。

【問合せ先】一般財団法人電気工事技術講習センター

TEL：03-3435-0897